

## 木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務受託候補者選定審査要領

### (目的)

第1 この要領は、木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務に係る受託候補者の選定を適切に行うために定める。

### (審査会)

第2 審査会は、木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務受託候補者選定委員会設置要領による。

### (審査の項目)

第3 企画提案審査における審査の項目は、別表1のとおり技術評価点1、2と価格点3とする。

### (標準点)

第4 標準点は、別表2の技術評価点「普通(C)」(価格点は除く)の評価を得た場合の点数を合計したものとする。

### (審査方法及び受託候補者の選定)

第5 審査方法は、各委員が別表1の審査項目について審査、採点し、その得点を合計したものを企画提案事業者の評価点として、最も評価点の高い企画提案事業者を本業務の受託候補者、次点者を準受託候補者として選定する。ただし、価格点を除いた評価点を審査会の委員の人数で割った平均点が標準点を下回った場合は受託候補者とししない。

2 最も評価点の高い企画提案事業者が複数あるときは、委員の協議により受託候補者を選定する。

3 企画提案事業者が1事業者のみの場合は、委員の協議により受託候補者とするか決定する。

### (失格要件)

第6 本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

(1)市又は他の企画提案事業者に対して、本プロポーザルに関する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

(2)企画提案事業者が複数の提案をしたとき。

(3)他の企画提案事業者の協力者であったとき。

(4)「木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」に定める手続、方法等を遵守しないとき。

(審査結果)

第7 審査の結果については、企画提案事業者に対し、書面により通知するものとする。

附則

この要領は、令和元年8月5日から施行する。

別表 1

## 木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務受託候補者選定審査配点表

審査項目（合計点）		配点	評価	得点
<b>1. 業務遂行能力及び実施体制（30点）</b>				
1	過去において十分な業務実績を有しているか	5		
2	経験豊かな技術担当者による業務実施体制となっているか	5		
3	策定プロセスが適切なものとなっているか	5		
4	作業スケジュールが適切なものとなっているか	5		
5	本業務に対する意欲、熱意がみられるか	10		
<b>2. 木更津市第3次地域情報化推進プランの策定方法（60点）</b>				
6	実施要領7（1）に向けた手法が適切なものとなっているか	10		
7	実施要領7（2）に向けた手法が適切なものとなっているか	10		
8	実施要領7（3）に向けた手法が適切なものとなっているか	10		
9	市を取り巻く環境を把握したものとなっているか	10		
10	今後の健全な財政運営を踏まえたものとなっているか	10		
11	効果的で有益なものとなっているか	10		
<b>3. 価格（10点）</b>				
12	別途定める価格評価点による	10		
合計（審査結果）		100		

別表 2

評価基準

(1) 技術評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0.2